令和2年3月6日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日　　令和2年3月6日（金）　午前9時00分　開議

1、招集の場所　　多度津町役場　　議場

1、出席議員

1番	村井　勉	2番	門　秀俊
3番	天野　里美	4番	兼若　幸一
5番	中野　一郎	6番	松岡　忠
7番	金井　浩三	8番	村井　保夫
9番	小川　保	10番	古川　幸義
11番	隅岡　美子	12番	渡邉美喜子
13番	尾崎　忠義	14番	志村　忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町長	丸尾　幸雄
副町長	秋山　俊次
教育長	田尾　勝
会計管理者	神原　宏一
町長公室長	山内　剛
総務課長	岡部　登
政策観光課長	河田　数明
税務課長	泉　知典
住民環境課長	石井　克典
健康福祉課長	冨木田　笑子
高齢者保険課長	多田羅　勝弘
建設課長	三谷　勝則
産業課長	谷口　賢司
消防長	阿河　弘次
教育課長	竹田　光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野　弘之
書記	前原　成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議　午前9時00分

議長（村井　　勉）

　おはようございます。

本日も、昨日に引き続き定刻にご参集いただきまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第１.会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、３番　天野　里美君・９番　小川　保君を指名いたします。

日程第２.一般質問を行います。

なお、質問者の１人の持ち時間は、質問と答弁時間を合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に、13番　尾崎　忠義君。

議員（尾崎　忠義）

　13番　尾崎　忠義でございます。

私は、令和２年３月多度津町議会第１回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、１、新型肺炎コロナウイルス対策の強化について。２、教員の変形労働時間制について。３、青年議会の開催についての３点につきまして一般質問をいたします。

まず最初に、新型肺炎コロナウイルス対策の強化についてであります。

新型肺炎コロナウイルスの感染は、世界的にも国内的にも猛威を振るっており、深刻で大きな社会問題となっております。そして、町民の間でも、不安と動揺が高まっているところであります。このコロナウイルスは、感染経路や原因が不明のまま患者が急増し、死者まで続出しており、新たな段階に入ったところで、政府は２月25日に基本方針を打ち出し、感染の広がりの防止、感染による犠牲者を出さないためにも十分な対策を我が町でもとる必要があります。

町においても対策、検討が進められていると思いますが、次の点についてお尋ねをいたします。

１つ目は、町民、事業所、医療、福祉機関などに、町として正確な情報を提供して、必要な措置を講じているのかどうか。

２点目には、不確かな情報の流布やパニックなどの助長を事前に防ぐための情報を公開し、受診、相談方法などを懇切、丁寧に行っているのかどうか。

３点目に、町内における感染症病床ベッドを確保し、専門医師や治療体制は確保できているのかどうか。

４点目に、発生した場合、必要な患者が入院可能な状態にするための空き病床ベッドを確保しているのかどうか。

５点目に、医療機関、福祉事務所などにマスクや衛生材料、消毒液などに不足は生じていないのかどうか。また、その対策と措置はどうなのか。

６点目に、保健所と連携しての感染予防体制強化での人員確保や支援はどうなっているのか。

７点目に、感染者やその家族、医療、福祉従事者に対する差別、偏見、風評被害を防ぐための正確な情報提供を行える体制になっているのかどうか。

８番目に、町内産業への業績悪化の影響を調査し、打撃を受ける分野への支援策を早急に検討し、予備費、臨時の補正予算を組むなどの対応をすべきだがどうか。

９点目に、感染拡大の予測とその影響の長期化による町内企業、商店への資金繰り悪化に対する対策はあるのかどうか。

10点目に、家庭、家族への対応、子供への感染での学校側の対応と対策はどうするのか。また、窓口、相談先はどこなのか。

10点についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

町長（丸尾　幸雄）

尾崎議員ご質問のうち、１点目の町民、事業所、医療、福祉機関などに町として正確な情報を提供して、必要な措置を講じているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町において、町民の皆様には、ホームページに当該感染症情報を掲載をし、併せて国や県が発信する最新情報が取得できるよう随時更新をしております。また、注意喚起のチラシを自治会回覧するなど対策に努めております。障害児、障害者の福祉サービスに関する事業所等には、香川県より直接情報提供及び周知がなされております。また、町内医療機関には香川県医師会等からの情報提供があり、町医師会、歯科医師会、丸亀市薬剤師会とは、機会を捉え、現状の情報共有やそれぞれの対応について協議を行っております。

今後も、新型コロナウイルス感染症に関して、国や県の対策本部の動向を注視し、中讃保健所等と連携をして、速やかに対応を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田　笑子）

尾崎議員のご質問のうち、２点目から７点目までのご質問にお答えいたします。
まず、２点目の不確かな情報の流布やパニックなどの助長を事前に防ぐための情報を公開し、受診、相談方法等を懇切、丁寧に行っているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。
町長の答弁にもありましたとおり、町ホームページ及び自治会回覧のチラシに、国が発信する情報及び受診の目安や方法、電話相談窓口について情報提供しております。今後も町として最新情報の周知に努めるとともに、町民皆様にも正しい情報収集に努めていただくようお願い申し上げます。
次に、３点目の町内における感染症病床ベッドを確保し、専門医師や治療体制は確保できているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。
指定感染症とされた当該感染症は二類感染症であり、県知事が指定する第二種感染症指定医療機関においてのみ対応となるため、町内の医療機関は該当医療機関ではありませんので、治療体制は整っておりません。
次に、４点目の発生した場合、必要な患者が入院可能な状態にするための空き病床ベッドを確保しているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。
先ほど申し上げました県内の第二種感染症指定病院においては、入院加療に対する体制が整っております。
次に、５点目の医療機関、福祉事務所などにマスクや衛生材料、消毒液等に不足が生じていないか、その対策と措置はどうなのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。
医療機関においては、当分の間はマスクや手指消毒をして、医療に従事できる体制にあると確認しております。保育所や放課後児童クラブ、障害福祉サービスの事業所においても、職員や利用者にマスク持参の協力依頼をしており、在庫の消毒液を使用するなど可能な限りの対応をしております。しかしながら、全国的にこれらの物資が入手困難な状況であり、国はこれらの増産に努めるとしておりますが、先行きは不透明であります。
町といたしましては、感染症予防の周知や誤った情報による混乱が起こらないよう最新情報の提供に努めてまいります。
次に、６点目の保健所と連携しての感染予防体制強化での人員確保や支援はどうなっているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。
今回の新型コロナウイルス感染症は、これまでの感染症とは感染拡大の仕方が異なっており、平成26年４月に作成した多度津町新型インフルエンザ等対策対策行動計画に沿った対応とは異なりますが、中讃保健所と連携するとともに、２月28日に設置した多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部等に

おいて協議しながら、最善の対応に努めてまいります。
次に、７点目の感染者やその家族、医療、福祉従事者に対する差別、偏見、風評被害を防ぐための正確な情報提供が行える体制になっているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。
感染者や濃厚接触者が発生した場合、直ちに届け出がなされ、中讃保健所が対応する体制でありますが、その個人情報については原則として本町にも公表されないことを確認しております。
本町においては、常に町ホームページ及びメール配信、自治会回覧等で国及び県が発信する正確な最新情報を提供できる体制を整え、誤った情報による混乱を招くことのないよう図ってまいります。
以上、尾崎議員のご質問のうち、２点目から７点目までのご質問の答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口　賢司）

尾崎議員の８点目の町内産業への業績悪化の影響を調査し、打撃を受ける分野への支援策を早急に検討し、予備費、臨時の補正予算を組むなどの対応をするべきだがどうかについて答弁させていただきます。
新型コロナウイルス感染症の影響について、町内の工業、漁業、農業分野の主な事業所に聞き取り調査を行いました。工業においては、海外からの部品等納期の遅れによる製品製造の遅延、漁業、農業においては、外国人観光客の激減や国内においての宴会等の自粛などの影響により消費が冷え込むなどの経済的な悪影響があることが判明いたしました。現在の悪い状況がどの程度の期間で収束するのか見通しが不透明な状況である上に、同ウイルス感染症による損失額等の影響額の試算も行われていない状況にございますので、たちまちの補正予算等の予算措置はできないのではないかという風に考えてございます。
しかし、国の資金繰り支援制度としてのセーフティーネットや休業補償の一つとしての雇用調整助成金の特例措置の拡大が示されたように、日々発表される国、県等の情報を精査し、歩調を合わせながら対応を行いたいと考えております。
次に、９点目の感染拡大の予測と、その影響の長期化による町内企業、商店への資金繰り悪化に対する対策はあるのかに答弁させていただきます。
先ほどの答弁で申し上げましたとおり、町内企業等の経済にも少なからず悪影響があるようでございます。中小の企業や商店では、この悪い状況が長引くようなことがあれば、資金繰りに苦慮される場合もあるのではないかという風に推察されます。昨年の12月定例会の一般質問でもお答えいたしましたとおり、本町の中小企業向けの融資制度として多度津町中小企業融資制度が

ございます。また、保証制度として、セーフティーネット保証制度がございます。県においては、経営安定融資制度、小口零細企業融資制度、危機関連融資制度等があり、いつでも資金繰りに対応できる体制がとられているようでございます。

このような様々な融資制度がございますので、融資等を希望される事業所及び事業者からの相談があった場合は、丁寧かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾　　勝）

尾崎議員の10点目、家庭、家族への対応、子供への感染での学校側の対応と対策についてのご質問に答弁させていただきます。

児童・生徒につきましては、臨時休業中でありますが、３学期であり、学期中ということでそれぞれの学校に在籍しているため、一時的には在籍する学校が相談先になります。臨時休業中ではありますが、教職員は通常の勤務をしており、学校には相談、連絡を受ける体制があります。ただし、感染症についての相談は中讃保健所、児童クラブについては健康福祉課が相談の窓口になります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎　忠義）

再質問をいたします。

ＰＣＲ検査は、県下で１カ所と聞いております。そして、能力は、１日当たり、ほぼ80人分でございます。そういう意味におきまして、この検査体制に対して４つの条件があるそうでございます。しかし、この発熱以降に基本的には医師の判断がされるということでございますが、一度に大量発生した場合に、それについては非常に難しいと思われると思います。そういう意味におきまして、この点についても、検査体制が１カ所では不十分なのではないでしょうか。町で大量発生した場合はどのような手順でするかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

健康福祉課長（冨木田　笑子）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

国の発表では、本日から医療保険の対象となりました。それで、今まで保健所を通しての検査となっておりましたが、民間の医療機関で受診して、その医師の判断でＰＣＲ検査を受けることが可能となりました。ただし、これは防御の整った医療機関でのみということにはなっております。そのため、県の１カ所で検査をしておりましたのが、医師の判断でできることになったため、民間の検査機関で検査が可能となるように聞いております。しかしなが

ら、この感染症については窓口が県、保健所でありますことから、町内で検査についての対策をとるということにはなっておりません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎　忠義）

再質問させていただきます。

今回のコロナウイルスの拡大につきまして、全国一律休校やイベントの中止の要請がありまして、減収とか無収入、こういう問題が非常になっております。また、学校給食の停止によりますキャンセルや、牛乳や野菜の行き場がない、そういう農家もございます。また、卒業式や送別会などの中止があり、花の需要の落ち込みとか、また外食の落ち込み、つまり飲食店に納入する魚の価格が下落するなど非常に大きな問題となっております。私は、これについて、減収された方、非常に大きな打撃を受けている方には相談窓口の検討が必要なんではないかと思います。そして、それについては、町内でも電話相談であるとか、現場での聞き取り調査をする必要があるかと思うんですが、これについて答弁をよろしくお願いいたします。

産業課長（谷口　賢司）

ただいまの尾崎議員さんの再質問に答弁させていただきます。

今現在では、中小企業、町内の企業に対して影響額の聞き取り調査等は行っておりません。今後、町の商工会議所と協議を重ねながら、地元の企業さんと今の影響額について調査を行っていきたいという風に考えてございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、国の方で雇用調整助成金というのがございます。これに関しましても、町内で雇用されている方を休業している企業もあるとお伺いしておりますので、それも含めて、商工会議所と一緒になって調整を図っていきたい、そして影響額があれば、また国の方から情報があれば、それに対応していきたいという風に考えてございますので、よろしくお願いします。

以上、答弁といたします。

議員（尾崎　忠義）

国の雇用調整助成金があるという点でございますが、これは、雇用主、つまり個人的な商店とかその分については適用できないということと、また臨時の雇われておることには対象が外れるということなんで、これにも十分検討していただきたいと思います。

次に、教員の変形労働時間制についてであります。

2019年12月４日、この制度では、もっとひどい働かせ方になる、過労死が増える、先生を続けられなくなるなどの強い反対の声を押し切って、政府は公

立学校の教員に１年単位の変形労働時間制を導入可能とする法案、つまり改正教育職員給与特別措置法を強行成立させました。今年は、全国各自治体で制度導入の是非が問われる訳であります。問題となっている１年単位の変形労働時間制とは労働基準法第32条の４で定められた働き方で、その内容は、１、１日８時間労働の原則を崩し、繁忙期と閑散期を設定した上で、繁忙期の所定労働時間を延ばし、つまり最大１日10時間でございます。そして、閑散期の所定労働時間をその分、短くする訳であります。
しかし、人間は、寝だめや食いだめはできません。働く者の健康と生活にとって、問題のある制度でございます。
２点目に、苛酷な労働条件であるため、過半数労働者の合意、つまり労使協定、これなしには導入ができない訳であります。また、労働者の予定が立てられるよう、あらかじめ一人一人の労働日と各労働時間を書面で決めるなどが定められております。厚労省の通知では、恒常的な残業がないことが導入の前提ともされております。
３つ目に、公務員は適用除外でしたが、今回の法改正で、教職員に限って適用可能としました。公務員なので、労使協定による制度導入はできません。つまり、条例主義に基づく訳でございます。つまり、都道府県あるいは政令市の条例制定で実際に導入できるようになる訳であります。
４点目に、公立学校での運用目的は、夏の休日のまとめ取りに限定されます。法律にはありませんが、省令に書き込まれます。閑散期は、勤務時間をゼロにして休みとし、具体的には５日間程度の休みが想定されています。
５つ目には、制度は完全に選択制でございます。つまり、都道府県が条例を定めるかどうか、条例ができたもとで個々の自治体や学校が導入するかどうかは自由でございます。また、学校で導入するかどうかは毎年度決める訳であります。
以上が５つのポイントでの法の趣旨でございます。
そこでお尋ねをいたします。
１、法改正を受けて、今後の行政がどう動くか、スケジュールはどうなる予定なのか。
２点目に、2020年度中に地方議会で導入をめぐる審議をして、制度の運用は市町村が決め、2021年度からは国が制度の運用を始めたいとしているがどうなのか。
３点目に、都道府県と政令市は条例が出てくるので、審議は当然として、条例の出てこない市町村でも制度導入をするなという積極的な審議が求められていると思うがどうか。
４点目に、夏で削った分を学期中に移動させたら、もとの黙阿弥になり、何

にもならなくなるので、学期中の長時間労働に拍車がかかると思うがどうか。

５点目に、学校における管理職や事務職員に相当の負担増と困難が出てくるのではないのか。

６点目に、新学習指導要領の実施、つまり道徳の所見、小学校の英語、プログラミング教育等々で業務量が増えており、各地でも深刻な労働実態が広がっており、教員の大多数はガイドラインを守れない状況にあります。そして、学期中の労働条件の悪化は許されず、夏の休日のまとめ取りは別の方法がよいのではないのでしょうか。また、現場での地域における各先生方の声、意見を聞くことが必要ではないのか。

７点目に、今年2020年度、新学習指導要領での中学校全教科、つまり道徳も含めます。この採択がありますが、どのように取り組み、採択するのか。

以上、７点について質問をいたします。答弁よろしくお願いいたします。

教育長（田尾　　勝）

尾崎議員の１点目の法改正後のスケジュールについてのご質問に答弁させていただきます。

公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が昨年12月４日に成立し、12月11日に公布されました。変形労働時間制の施行は令和３年度になっております。そのため、令和２年度には県の６月議会もしくは９月議会で条例の制定が行われ、それに伴って、県や町の規則等の整備が行われます。それを受けて、各学校において年間計画等の策定が行われることになります。

続きまして、２点目の地方議会での導入をめぐる審議等についての質問に答弁させていただきます。

この法律は、学校における働き方改革を進めるための総合的な取り組みの一環として、文部科学省が昨年１月に策定した公立学校教員の勤務時間の上限に関するガイドラインを法的根拠のある指針に格上げするとともに、１年単位の変形労働時間制を各地方公共団体の判断により、条例で選択的に活用できるようにするものです。当然、こうした重要な条例であるため、活発な論議が行われ、制定されるものと考えております。

条例が制定されれば、それを参考にして教育委員会は、校長、教師の共通理解を図り、制度として活用できるよう町として取り組むことになると考えております。

続きまして、３点目の制度を導入するなという検討はできるのかについてのご質問に答弁させていただきます。

この法が改正された理由は、教職員の長時間労働を解消する働き方改革を推

進するためのものです。その法が実効性を伴うものにするため、給特法や指針などを踏まえるとともに、学校、市、町、教育委員会の意向を勘案して、県議会が条例を制定、成立の上、この条例に従って学校の意向も踏まえ、市、町、教育委員会が具体的な導入、運用の仕方を決定することになっているようです。

続きまして、４点目の１年単位の変形労働時間制の活用の効果についてのご質問に答弁させていただきます。

教師の業務については、他の地方公務員と異なり、学校には法令に基づき、児童・生徒の長期休業期間があるため、年間を通じた業務の繁閑が見込まれ、実態としても学期中と長期休業中とでは勤務する時間について違いが明らかになっております。そのため、教師の業務の縮小を徹底的に図った上で、比較的業務が穏やかになる長期休業期間を活用して、勤務時間を柔軟に設定することによって休日を確保することは、教師の質の向上の観点からも重要な選択肢の一つではないかと考えております。

続きまして、５点目の管理職や事務職員についての負担増、困難についてのご質問に答弁させていただきます。

勤務実態調査においても、管理職の長時間勤務の実態が明らかになっております。特に、教頭職については、教諭より長時間勤務していることが多い実態があります。勤務時間の管理をする管理職については、業務の効率化を図る校務支援システムなどの導入など学校のＩＣＴ化を推進していかなければならないと考えております。事務職員については、いわゆる三六協定を結び、勤務の適正化を図っているところであります。

続きまして、６点目の現場での地域における各先生方の意見を聞くことが必要なのではないのかについてのご質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、勤務実態を客観的に把握するとともに、現場の生の声を聞くことも大切だと考えております。

最後に、７点目の中学校の教科用図書の採択についてのご質問に答弁させていただきます。

次年度は、中学校の教科用図書の採択の年になります。まんのう町、琴平町とも協力しながら、調査研究を進め、協議し、９月までには、本町教育委員会において学習指導要領、生徒の発達段階、学習内容構成、分量、表記、編成上の工夫などの観点から公正に選定作業を行い、本町の生徒が主体的に学べる教科書を決定していく予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎　忠義）

最後に、青年議会の開催についてであります。

長い間、有権者は１票入れても政治は変わらないと思わされ、それが棄権に繋がり、投票率を下げてきました。特に、投票年齢が引き下げられ、18歳以上で選挙権のある高校生、大学生などの若者の選挙に対する投票の参加が低下をしております。これは、選挙制度が小選挙区制になり、より民意が反映されないのも一因であると考えられ、今後は中選挙区制を目指すべきだと考えます。なぜなら、絶対得票率は２割にも満たないのに、与党が多数を占め、一強といわれる構図になっているからであります。従って、これからは若者、青年の時代であり、また町行政に関心を持ち、町の将来を青年が担う意味からも、また後継者を作るということからも大事になってきております。

そこで、今年の秋頃には予想される総選挙があるという意識をせざるを得ない局面で、投票率の向上のためにも、また政治・行政の意識を高めるためにも若者、青年の政治参加がどうしても必要であります。

そこでお尋ねをいたします。

１点目は、町内の18歳から25歳までの青年有権者はどのくらいいるのか。

２点目には、青年の思い、悩み、意見が生き生きと行政に反映できる青年議会を町として開催してはどうか。

３点目に、成人式などを機会に、晴れ着姿での半日模擬投票青年議会を企画して、政治・行政に反映できる仕組みづくりが必要と考えるがどうか。

３点について質問をいたします。よろしく答弁お願いいたします。

総務課長（岡部　　登）

尾崎議員の町内における18歳から25歳までの有権者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公職選挙法第22条第１項の規定に基づく令和２年３月１日時点での選挙人名簿定時登録における18歳から25歳までの有権者数は、男、848人、女、783人、合計1,631人でございます。また、参考といたしまして、令和元年７月21日執行の第25回参議院議員通常選挙におけます有権者数は、男、826人、女、805人、合計1,631人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田　光芳）

尾崎議員の２点目、青年議会の開催についてのご質問に答弁させていただきます。

本町では、毎年夏休みに小・中学生を対象とし、将来を担う子供たちに多度津町の姿をよく見詰めてもらい、今後のまちづくりについて提案したり、質問したりしてもらう機会を作ることを目的に、子ども議会を実施しておりますが、青年を対象とした青年議会は開催しておりません。ただし、平成25年

に香川県議会において開催された新成人議会に、本町から２名の青年が参加したことがございます。この新成人議会は、県議会や県政に関心を持ってもらうことを目的に県内の新成人が集まり、開催されました。この目的は、尾崎議員の提案の青年議会と通ずるものがあるかと存じます。

現在のところ、町としては青年議会の開催は考えておりませんが、尾崎議員からご提案いただいた青年議会の開催目的である青年の思い、悩み、意見が生き生きと行政に反映できるということは、青年議会の開催の有無に関わらず、大切なことだと考えておりますので、まねきねこ課やミライ会議に参加して、行政やまちづくりに関心を持ち、町の将来を考えることやホームページを通じて、広く意見をいただくことなど青年の意見や考え方が町行政に反映されるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、３点目の成人式などを機会に、半日模擬投票青年議会を企画して、政治・行政に反映できる仕組みづくりについてのご質問に答弁させていただきます。

現在、成人式を開催するに当たっては、毎年、新成人たちが自らプロジェクトチームを組織し、彼らの企画運営により成人式を行うことで、自分たちの成人式であることを意識させるようにしております。

その方針から申し上げますと、尾崎議員からご提案のあった半日模擬投票青年議会につきましても、主権者である成人となったことを意識する成人式で開催することは大きな意義があると考えられますが、町が企画提案するのではなく、プロジェクトチームのメンバーが自ら考え、企画したものでなければ、政治・行政の意識の高まりに繋がることは難しいと思っております。今後も、どのような取り組みが有効であるのか、今後成人とともに考えていくことができればと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎　忠義）

ただいま答弁がありましたが、あくまでもこれは町が企画提案するのではなく、プロジェクトチームのメンバー自らが考え、企画したものでなければ政治・行政の意識の高まりに繋がることは難しいと思っておりますという答弁がございました。しかし、この成人の方が、主催は多度津町でございます。ですから、このプロジェクトチームと、自ら考えるんではなくて、町が提案をし、ぜひこれを町行政、つまり今の若い人たちも、よし、町会議員出てやろうという、そういう意気込み、あるいはその関心を持っていただくということが私たちの切なる願いでございます。

私たちも、やがては年とって退任しなければならない時期でございます。そういう意味におきましても、関心を持つために、ぜひプロジェクトチームが

結成されましたら、そういう提案をし、町主催として毎年同じようなセレモニーではなくて、やはりこういう提案すべきだと考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

教育長（田尾　　勝）

尾崎議員の再質問にお答えします。

青少年に主権者としての教育というか活動を確保していくということを尾崎議員、言われておるんだと思いますけども、単に成人式の運営につきましては、当然プロジェクトチームが中心になる訳ですけども、町の教育委員会も参画して、助言とかアドバイス等を行っております。その中で町の事柄についても助言したりしております。また、この１点だけではなくて、皆さんご存じのとおり、子ども議会、あるいは学校教育においては、中学校３年生の公民の学習の中では主権者について町行政についての学習もしておりますので、そういう総合的に子供たちに主権者教育をさせていると、あるいは学んでいるということをご理解いただいて、再質問への答弁とさせていただきます。

議員（尾崎　忠義）

私が言っているのは、そういうことではなくて、やはり成人式は一度に若い人たちが集う場所でありますから、こういう機会を利用しなければ、いつやるのかということでございます。そういう意味におきまして、やっぱり政治に参加するために晴れ着姿でもいいから、そういう模擬投票、つまり今の投票の方法は非常に複雑になっております。昔みたいに、個人名だけ書いてぱっと入れたらいい、と言うんではなくて、やはり複雑なから、そういう投票の仕組みも説明して、こうなってますよということで意識改革をしなければ、今の状態でいきますと、ますます棄権をして、その１票の重みというんがなくなると思いますんで、そういう意味におきまして、ぜひ町としても積極的に提案して、やっぱり若い人が生き生きと、毎回やっぱり成人式来てよかったなと、収穫があったなという、そういう成人式にしていただきたいということでございます。

特に、先ほども何遍も申しましたように、20歳になれば、18歳まで引き下げられましたけど、20歳になったら当然選挙権があるんですから、やはりその人たちが地元に帰ってもらうということでも、ぜひそういう風な方向で企画していただきたいということを強く要望して、私の一般質問を終わります。

有難うございました。

議長（村井　　勉）

これをもって13番　尾崎　忠義議員の質問は終わります。

次に、２番　門　　秀俊君。

議員（門　　秀俊）

２番　門　　秀俊、一般質問させていただきます。

１点目、離島のイノシシ対策その後について。

２点目、福祉タクシーについてお伺いさせていただきます。

本町には高見島、佐柳島の２つの有人島があります。高見島は、昨年も開催されました瀬戸内国際芸術祭により、芸術の島として賑わいを見せました。また、佐柳島は、猫島として１年間を通して観光客が来られると聞いています。しかし、両島ともイノシシの出没が頻繁にあり、島民や来島者の人的被害を危惧する声とともに、島民の高齢化や過疎化が進行したため、生活の糧となる家庭菜園や住環境に対するイノシシ被害の対策をとることが困難になっております。喫緊に対応策を考えてほしいという意見もお伺いしております。また、昨年11月に両島で開催されました町長と町民の対話集会において、イノシシ対策について町長より、離島のイノシシ被害については早急に対策を検討しなければならないと考えているとの回答があったとお伺いしました。

私は、昨年９月定例会の一般質問において、多度津町内の鳥獣被害対策についてを質問しました。その質問では、捕獲頭数や鳥獣被害防止のための政策についてお伺いしましたが、今回は、離島における今後の対策について４点お伺いします。

まず１点目、高見島、佐柳島でのイノシシ捕獲状況についてお伺いします。

よろしくお願いします。

産業課長（谷口　賢司）

門議員の高見島、佐柳島でのイノシシの捕獲状況について答弁させていただきます。

本町の２つの有人島でイノシシの捕獲が始まったのは、佐柳島が平成27年度、高見島が平成29年度からでございます。

まず、佐柳島での捕獲頭数につきましては、平成27年度が18頭、平成28年度が16頭、平成29年度が13頭、平成30年度が20頭、令和元年度が２月17日現在で26頭でございます。

次に、高見島での捕獲頭数につきましては、平成29年度が１頭、平成30年度が９頭、令和元年度が２月17日現在で８頭でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門　　秀俊）

再質問をします。

今の答弁の中では捕獲頭数は、ほぼ横ばいのようですが、イノシシの数はそれほど増加してないという認識でよろしいんでしょうか、お伺いします。

産業課長（谷口　賢司）

門議員の再質問についてお答えいたします。

捕獲頭数につきましては、佐柳島では徐々に増加してきております。が、高見島では、門議員ご指摘のとおり、ほぼ横ばいでございます。しかし、島内のイノシシの個体というのは確実に増加しているという風に考えてございます。

特に、佐柳島におきましては、フェリーを下船した後の待合所付近から一帯にわたりまして、イノシシによる地面の掘り起こし等が見られております。また、民家の石垣が崩れてしまっているということも聞いてございます。島内の絶対的イノシシの個体数は増加してございますが、離島であるというハンディキャップによりまして、丸亀猟友会のメンバーによる見回りの回数やワナの設置が十分でないということも考えられておりますので、令和２年度、新年度におきましては、同猟友会と対策について協議を重ねたいという風に考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門　　秀俊）

続いて、２点目は今後、イノシシ被害対策等の住民周知をどのように行うつもりなのかお伺いいたします。

産業課長（谷口　賢司）

門議員の、今後、イノシシ被害対策等の住民周知をどのように行うつもりなのかについて答弁させていただきます。

町内における鳥獣被害が増加していることから、２月１日、土曜日に白方地区公民館におきましてイノシシ講習会を開催いたしました。この講習会は、本町と香川県中讃農業改良普及センターの職員が講師となり、イノシシの生態や出没状況及び被害状況等の情報提供を図るとともに、今後の勉強会の内容についての希望調査等を行いました。令和２年度には、本町及び県中讃農業改良普及センターの職員のほか、実務者として丸亀猟友会のメンバーも講師に加え、奥白方地区、見立地区、佐柳島、高見島地区等の必要と考えられる地区において同講習会を開催し、情報の共有や被害防止対策に係る情報の周知を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門　　秀俊）

再質問を行います。

イノシシ講習会を開催する目的は理解できましたが、住民に対する一方的な情報提供だけではイノシシ駆除には繋がらないと思いますが、その点についてどのようにお考えしているかお伺いいたします。

産業課長（谷口　賢司）

門議員の再質問について答弁いたします。

２月１日に開催されたイノシシ講習会は、初めての試みでありましたことから、イノシシに関する基本的な説明及び被害対策等の制度についての紹介を行いました。また、住民の方々がお知りになりたい情報等のヒアリングも併せて行ってございます。そのヒアリング結果をもとに、丸亀猟友会の方々と協議を重ねた結果、比較的安全な箱ワナの見回りを地元の方々にお願いできないかという考えに至りました。

現在、猟友会のメンバーの高齢化が進み、メンバーの数も不足ぎみであるということでございますので、この箱ワナの捕獲状況の見回りが十分でないという状況であるそうでございます。この地元の方々に、この箱ワナの捕獲状況の見回りをしていただけるという協力を得ることができれば、箱ワナを増設して、捕獲頭数を向上させることができるのではないかという風に考えてございます。

令和２年度からの同講習会におきましては、２月に実施した基礎的な講習に加えて、地元の方々と丸亀猟友会との共同によるイノシシ駆除の方法についての講習や意見交換を実施してまいりたいという風に考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門　　秀俊）

続いて、３点目、今後のイノシシ捕獲頭数を増やすための対策についてお伺いいたします。

町長（丸尾　幸雄）

門議員の今後のイノシシ捕獲頭数を増やすための対策について答弁をさせていただきますが、先ほどは私のフライングがありまして、大変ご迷惑をおかけいたしましたが、私はこのイノシシのみならず、鳥獣被害、特に佐柳島と高見島、高見島の議員さんの門議員さんにおかれましては、その心中が本当にいかばかりかとお察しをするところでありまして、毎年10月終わり、11月頃に佐柳島と高見島に対話集会に行ってまいります。去年の11月の時に、佐柳も高見も同じことを言われました。それは、もう町長さん、いつも色んなことをやってくれて有難う、もう今年お願いしたいのはイノシシの駆除だけですって言われました。そのくらい被害が、被害と言ってももう命の危険があるんですね。島民の皆様方には、自分に命の危険を感じてるんです。

先ほど、谷口産業課長が申し上げましたように、長崎の本浦の港に着きますと、もう辺りいっぱい穴が開いてます。それは全部イノシシですね。それで、いつも私どもが、トップ政談会というのがあるんですが、私ども首長が

知事に要望する場なんですけども、その中でいつもイノシシ対策の話をするんです。
それで、これは大きなネックになっているのは、法律なんですね。佐柳島も高見島も集落からイノシシが住んでる山までの距離が200メートル以内なんです。これは、そこでは猟銃を使ってはいけない。鳥獣、特にイノシシを捕獲するためには箱ワナかくくりワナか、そういうワナをかけて、ワナにかかったイノシシなりを銃で撃つことはできます。しかし、山に行って、この辺でイノシシがいるんじゃないか、山に行って、そこでイノシシを発見して、それを撃つことはできません。これは法律違反なんです。去年のトップ政談会の時も小豆島の町長と一緒に話をしてまして、そしてその時に、ドローンを飛ばして、そしてそこで的確にどこでイノシシがいるかっていうのが把握できますので、そのイノシシを殺すことはできないのかということを私と２人で言いました。しかし、その時の明確な答えはありませんが、話の内容は法律ですね、先ほど私が申しましたような法律があるために、幾らイノシシを見つけても殺傷できない。駆除できないっていうのが現実でありまして、その中で法律を変えるということはなかなか難しい。その知事にも法律を変えて下さいというお願いもしました。その時には、明確な返事はいただいておりません。
そういう中で、島民の命を守るためにはどうしても、今だんだん増えてきてます、増えてきているイノシシをいかに駆除していくか、これが非常に大事なことになってまいります。
それで、３点目の答弁をさせていただきます。
イノシシの捕獲頭数を向上させるためには、くくりワナ等のワナを多く仕掛けること、及びその見回りを頻繁に行うことが必要となります。このために、令和２年度より３つの事業を検討しております。
１つ目は、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、イノシシ講習会を各地区において開催をし、情報の共有化及び周知を図るとともに地元住民の方に箱ワナ等の見回りの協力依頼を行いたいと考えております。
２つ目は、丸亀猟友会メンバーの離島へのワナ設置の増加等を促すことを目的として離島でのイノシシ捕獲に限り、捕獲奨励金の増額を検討しております。
３つ目は、くくりワナの見回り労力の軽減と捕獲効率の向上を目指す目的で、ワナ管理用センサーを試験的に導入することを考えております。
なお、イノシシ講習会の開催に係る予算及びワナ管理用センサーの導入に係る予算に対しましては県の補助制度があり、補助率は事業費の２分の１となっております。また、捕獲奨励金に関しましては、増額分の補助制度はあり

ませんが、基礎部分につきましては、国、県合わせて100分の85の補助率となっております。

今、私どもができることは、法律の範囲内で行うということが原則でありますので、今、私が申し上げましたことを確実に実行していくことが最善の策ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門　　秀俊）

再質問を行います。

先ほどの答弁の中で、ワナ管理用センサーを試験的に導入するとありましたが、このセンサーはどのようなもので、どの程度導入する見込みなのかをお伺いいたします。

産業課長（谷口　賢司）

門議員の再質問について答弁させていただきます。

ワナ管理用センサーというのは、くくりワナに設置するセンサーでございます。ワナ設置時に磁石でセンサーが接続されているというものでございます。ですが、イノシシがワナにかかった場合にこのセンサーが外れます。その際にこの情報が、そのセンサーとは別に受信機の方に送信されまして、その受信機から警報音が発生するというような仕組みでございます。

なお、この受信機の設置場所につきましては、今後の検討課題という風に考えてございます。話によりますと、３カ所までこの受信機を設置することができるということを聞いてございますので、高見出張所でありますとか自治会でありますとか、もしくはこの本土側の方までこのセンサーの感度はあるらしいので、産業課の方にも置く可能性もあるかというように、今後、検討していきたいと考えてございます。

また、導入コストにつきましては、10基程度を見込んでございます。これは、既に設置されているくくりワナとは別に追加する形で増設したいという風に考えてございます。なお、予算につきましては、発信機が10基で約25万円、受信機が３基で約11万円程度見込んでおります。いずれも、先ほどの町長の答弁でもありましたとおり、県の補助制度があり、補助率は事業費の２分の１という風になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門　　秀俊）

最後に、イノシシ対策を町だけではなく、色々な団体とともに取り組むつもりはあるのかについてお伺いいたします。

産業課長（谷口　賢司）

門議員のイノシシ対策を町だけでなく、色々な団体とともに取り組むつも

りはあるのかについて答弁させていただきます。
これまでの丸亀猟友会との連携はもちろんのこと、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、地元住民の方にも箱ワナの見回り等のご協力をいただきたいと考えてございます。
また、現在使用しております箱ワナは既製品を購入しており、高価な上、100キログラムほどの重量があり、移動させるのが困難な状況にございます。
このため、多度津高等学校との包括連携協定に基づき、同校の協力を得て、島根県中山間地域研究センターが設計した低コスト簡易型箱ワナ設計書をもとにした箱ワナの製作について協議を進めた結果、建築資材を用いた箱ワナの試作を行っていただいております。なお、同様の取り組みは他県でも行われているようでございますので、今後も研究してまいりたいと考えております。
以上、答弁とさせていただきます。
議員（門　　秀俊）
再質問を行います。
先ほどの答弁の中で、多度津高等学校が低コスト箱型ワナを試作を行っているとありましたが、費用面ではどのように考えているのかお伺いいたします。
産業課長（谷口　賢司）
門議員の再質問について答弁いたします。
現在、本町で購入している既製品は１基あたり８万円程度の経費がかかってございます。この高等学校とともに簡易型箱ワナをつくっております同様の取り組みを行っております岡山県の笠岡市に経費等についてお伺いしております。お伺いしたところによりますと、原材料費として１基あたり約数万円程度であるということでございます。ですので、大幅にコストを抑えることができるのではないかという風に考えてございます。なお、この箱ワナに係る予算につきましても県の補助制度があり、補助率は事業費の２分の１となってございます。
この取り組みにつきましては、既に多度津高校において同校の予算内で試作を行っていただいておりますが、その試作機の検証を行った後、本町の新年度予算により材料の現物支給をしたいという風に考えてございます。
また、製作する箱ワナの個数につきましては、同校と丁寧な協議を行いたいという風に考えてございます。
以上、答弁とさせていただきます。
議員（門　　秀俊）
有難うございます。

瀬戸内海の島々では、イノシシに対する外敵が少ないことから、爆発的にイノシシの数が増加していると聞いています。丸亀市の本島や広島でも対応に苦慮しているとのことであります。本町と同じように悩みを抱えていると思います。イノシシは海を泳いで渡ります。イノシシ被害の対策について、本町だけではなく、対応策を検討するのではなく、失礼しました。丸亀市、三豊市などの離島を抱える自治体と広域的に対応策を検討すべきじゃないかと考えます。また、島民の人的被害が発生する前に国、県に対してイノシシ駆除の直接的な対応や本町が実施する事業への支援等を要望することが必要なのではないでしょうか。

高見島、佐柳島の住民の方が安全・安心して暮らせることができ、次回の瀬戸内国際芸術祭が安全に開催され、猫をめでる観光客が安心して散策できる島とするために、本腰を入れたイノシシ対策を研究されることを要望いたします。また、先ほど町長がおっしゃってました参考資料なんですが、島の東部の方の写真を撮ってますので、後ほど提出させていただきます。

２つ目の質問に入らせていただきます。

２つ目の質問は、福祉タクシーについてお伺いいたします。

福祉タクシー事業についてですが、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など、いわゆる交通弱者が増加している現状でありますが、本町においては、高齢者の外出機会を増やすことを目的に平成26年度から高齢者に対して福祉タクシー券を交付しています。この制度も６年目になり、令和元年度には、対象者の年齢を80歳以上の者から75歳以上の者に、交付枚数は500円券10枚から20枚へ拡充し、より充実した内容となり、注目されている制度であります。

そこで、福祉タクシー券についてお伺いいたします。

１点目に、タクシー券の申請者数はどのくらいか、またどの程度利用されているかお伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅　勝弘）

門議員の申請者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、タクシー券の交付申請者数についてですが、平成26年度は1,294名、平成27年度は1,331名、平成28年度は1,480名、平成29年度は1,556名、平成30年度は1,594名、令和元年度は2,750名の方から申請があり、タクシー券を交付しております。

また、利用状況ですが、交付枚数に対する利用枚数の割合を申し上げますと平成26年度44％、平成27年度50％、平成28年度59％、平成29年度59％、平成30年度59％、令和元年度については１月末現在で43％となっております。なお、過去の同時期の利用率は平成28年度51％、平成29年度48％、平成30年度

49％となっております。有効期限が年度末であるため、毎年、年度末には利用される方が増加する傾向にありますが、今年度から対象年齢を拡充し、交付枚数を増やした影響もあり、利用率が減少しているものと思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門　　秀俊）

２点目に、島嶼部、白方地区等、地区ごとの申請数、利用数はどのようなのかお伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅　勝弘）

門議員の地区ごとの申請数、利用者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和元年度の申請者数で申しますと、令和２年１月末時点で島嶼部の申請者数は高見10名、佐柳52名となっております。また、白方地区で申しますと379名となっております。地区ごとの利用者数については把握できていませんが、申請者数に先ほどの割合を乗じますと高見４名、佐柳22名、白方地区162名と推測されます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門　　秀俊）

再質問を行います。

関連して、島しょ部航路運賃助成事業があると思いますが、それについてお伺いいたします。

政策観光課長（河田　数明）

ただいまの再質問、島しょ部航路運賃助成事業について答弁をさせていただきます。

本事業の目的は島嶼部に住所を有し、居住している方が医療機関を受診するために島嶼部航路を利用した際の航路の片道乗船券を発行することで、住民の経済的な負担を軽減し、定住を促進することを目的といたしております。

助成の種類といたしましては、医療機関で診察を受けるために島嶼部航路を利用する者に対する通院助成及び母子健康手帳の交付を受けた者のための妊婦健診等助成、また透析治療のための透析患者通院助成の３種類がございます。現在、利用があります通院助成の交付の内容につきましては、航路を往復１回につき１枚を交付することとしており、ただし同一月に２枚、同一年につき24枚を限度としております。

乗船券の交付実績といたしましては平成30年度が、多度津から高見間で９名の方に61枚、多度津から佐柳島、本浦間で17名の方に161枚、多度津から佐柳島、長崎間で18名の方に158枚を交付しております。また、令和元年度の１月末現在の交付実績は、多度津から高見間で７名の方に42枚、多度津から佐柳

島、本浦間で14名の方に121枚、多度津から佐柳島、長崎間で14名の方に98枚でございます。申請受け付け及び乗船券の発行につきましては、島のそれぞれの出張所窓口で行っており、申請書に医療機関が発行した領収書または診療明細書を添付していただき、審査をした結果、適当と認めた場合に片道乗船券を交付いたしております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

議員（門　　秀俊）

有難うございます。

３点目に、来年度以降のさらなる拡充予定についてお伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅　勝弘）

門議員の拡充予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在の制度では、多度津町に１年以上住所を有する75歳以上の者を対象としていますが、より多くの方が利用できるように、多度津町に住所を有する75歳以上の者という条件に今年４月から拡充させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門　　秀俊）

４点目に、利用者がタクシー券を利用する用途についてお伺いいたします。

高齢者保険課長（多田羅　勝弘）

門議員の利用用途についてのご質問に答弁をさせていただきます。

利用用途につきましては、正確には把握できておりませんが、おおよそ１カ月分の利用区間を推測しますと54％が通院、21％が買い物、25％がその他、駅や役場等となっており、通院、買い物が主な目的であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門　　秀俊）

有難うございます。

本町においても高齢者率が高くなります。高齢者の外出を少しでも多くして、活気をつけていただきたいと思います。

また、タクシー業界と連携し、デマンドタクシーや海外でいうウーバーなどお客様同士での乗り合いなどをもっと回数が増えるよう、システムを考えてみればどうでしょうか。要望いたします。

以上で一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井　　勉）

これをもって２番　門　　秀俊議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩いたします。
再開を10時40分にいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩　午前10時23分
再開　午前10時40分

議長（村井　　勉）
休憩前に続いて一般質問を再開いたします。
８番　村井　保夫君。
議員（村井　保夫）
どうも失礼します。それでは、８番　村井　保夫、一問一答でお願いします。
ふるさと納税についての質問であります。
今年に入り、ふるさと納税返礼品で色々な問題が起こりました。まずは、茨城県筑西市の飲食店営業会社と関連会社である水産加工会社が市のふるさと納税の返礼品だったお節料理の一部を製造、配送できないトラブルを起こし、10億円の負債で破産手続になりました。これは、経営赤字で人材派遣に依存するなど人員が制限される中で起こったと見られています。また、鹿児島県志布志市では、ふるさと納税の寄附者に送った返礼品に賞味期限切れの冷凍麺が少なくとも６件混入していたとの発表がありました。健康被害はないということであります。返礼品は、１万円以上の寄附者に送るハモやアンコウ、麺などの詰め合わせセットの中の冷凍麺に、以前仕入れた破棄していなかった分を誤って入れたということです。この冷凍麺の消費期限が昨年の３月だった可能性があるということです。また、宮城県名取市では、ふるさと納税の返礼品として発送した水産加工品セットのシリーズの一部商品について、使用したブリの鮮度不良で頭痛や嘔吐を引き起こす恐れがあるとして、約1,000個を業者が回収したとあります。
そこで、質問します。
多度津町の返礼品は112種類ありますが、賞味期限の残り日数に規定があるのでしょうか。また、どれくらい残したものを返礼品として使用しているのかお答え下さい。
町長（丸尾　幸雄）
村井　保夫議員のふるさと納税返礼品の賞味期限についてのご質問に答弁をさせていただきます。
本町のふるさと納税に対する返礼品は、令和２年２月末現在で合計112品目でございます。議員がご心配されているトラブルが生じないよう、それぞれの

返礼品を登録する際にパートナー事業者から聞き取りを行い、賞味期限または消費期限また原材料及び配送方法などの必要な情報をふるさと納税のポータルサイト上にあらかじめ表示し、寄附の受け付けを行っております。

また、議員ご質問の発送時に賞味期限を何日以上残すなどの明確な規定は設けてございませんが、事前に寄附者が返礼品を受け取れない日程及び期間を聞き取り、発送の際にパートナー事業者と連携しながらトラブルが起こらないように対応しております。なお、寄附者の都合によるトラブルを防ぐためにポータルサイト上で寄附者の都合で返礼品が届けられなかった場合、返礼品等の再送はいたしませんという旨を明記し、寄附者の都合により賞味期限または消費期限を過ぎた場合は返礼品の再送などは行わない対応をしております。

本町がふるさと納税に対する返礼品としているもののうち、賞味期限または消費期限が短い返礼品といたしましては、魚介類で白方牡蠣の消費期限が発送日を含めて４日間、またオリーブハマチや讃岐サーモンの刺身は出荷日より３日程度、加熱調理等は約５日程度などがございます。事業者は、この賞味期限または消費期限の基準に合った返礼品を寄附者へ送付しておりますので、期限の切れた返礼品が寄附者のもとに届くことのないようにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井　保夫）

返礼品の中には季節限定商品があると思いますが、インターネットで見た限り、お礼品一覧表の文書の中に季節限定品、例えば白方牡蠣ですが、11月から３月までとか、またハウスピオーネですが、何月頃から送りますとか、そういうような表示がないんですが、送る時はどのようにしているのか、また収穫時期、発送時期、表示の確認をしているのかどうかお伺いします。

政策観光課長（河田　数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

季節限定品の返礼品につきましては、発送できる期間をポータルサイト等に明記しております。明記した上で寄附を受け付けております。また、発送できる期間前でも寄附ができるように、予約もできるシステムとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井　保夫）

有難うございました。

インターネットで見た限りは、寄附しないんで、そこまでのところへ行けなかったんかも分かりません。どうも済いません。有難うございました。

２番目として、19年度のふるさと納税が２億円を超えていますが、返礼品の寄附額が１万円以上、200万円までありますが、その中で人気商品上位をお知らせ下さい。

政策観光課長（河田　数明）

村井　保夫議員の人気の返礼品についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にありますとおり、今年度の本町へのふるさと納税は２月末現在で寄附件数が１万1,711件、寄附金総額が２億1,005万9,000円となっており、初めて２億円を超えている状況でございます。昨年度は、１年間で寄附件数が6,250件、寄附金総額が１億2,400万6,000円でございましたので、２月末現在で寄附件数が約1.87倍、寄附金総額で約1.69倍となっております。

議員ご質問の人気の返礼品につきましては、今年度２月末現在で寄附件数が多い返礼品を３つ上げますと、上乾ちりめん１キログラムが2,233件、純生さぬきうどん10人前が1,280件、「蒼のダイヤ」オリーブオイルセットＡが1,269件でございます。また、寄附金総額が大きい返礼品を３つ上げますと、「蒼のダイヤ」オリーブオイルセットＢが約2,300万円、上乾ちりめん１キログラムが2,200万円、シャインマスカット二房が1,600万円でございます。

なお、昨年度におきましては、寄附件数では上乾ちりめん１キログラムが959件、「蒼のダイヤ」オリーブオイルセットＢが816件、「蒼のダイヤ」オリーブオイルセットＡが437件でございました。また、寄附金総額では、「蒼のダイヤ」オリーブオイルセットＢが約1,800万円、上乾ちりめん１キログラムが約1,000万円、讃岐サーモン１尾が約700万円でございました。このようなことから、寄附者の方が本町の返礼品を選ぶ傾向といたしましては、魚介類及びオリーブオイル製品の返礼品を選ばれる方が多い状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井　保夫）

寄附件数は１万1,711件、金額は２億1,005万9,000円という本町の寄附があったそうですが、この他に寄附件数が多い都道府県とかが分かる範囲で教えてもらいたいと思います。

政策観光課長（河田　数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

寄附が多い地区といたしましては、都道府県別では東京都が3,255件で全体の27.4％を占め、神奈川県が1,149件で9.8％、大阪府が1,072件で9.1％と続きます。昨年度につきましても東京都が1,734件で27.7％と最も多く、大阪府が630件で10.1％、神奈川県が625件で10％と続き、同じ傾向でございます。また、エリア別では関東が5,861件で49.8％と最も多く、関西が2,466件で

21％、中部が1,498件で12.7％と続きます。昨年度につきましても、関東が3,159件で50.5％、関西が1,413件で22.6％、中部が725件で11.6％と続き、こちらも同じ傾向でございます。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

議員（村井　保夫）

ふるさと納税に関しては、返礼品の種類によって寄附金額が大いに変わると思いますが、多度津町では新しい返礼品の開発は考えているんでしょうかね。お知らせ下さい。

政策観光課長（河田　数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

返礼品の新しく開発等でございますけども、確かに返礼品を増やすことはさらなる寄附の増額に繋がると思っております。新たなる返礼品事業者さんを募ること、また色々産業課とも考えていただいた中で、高校生に新商品の開発等をしていただいております。そういう商品を加えることによって、またさらなる寄附金の増額に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾　幸雄）

ただいまの政策観光課河田課長の答弁にちょっと補足をさせていただきたいと思います。

村井　保夫議員さんも農業に従事されておりますので、ちょっとお話を聞いていただきたいと思うんですが、今、「さぬきのめざめ」、今日の四国新聞にも載っておりましたけども「さぬきのめざめ」という特産物があります。それから、他にも色々あるんですけども「おいでまい」とかもあります。そういう香川県の特産物であり、多度津町で生産しているものは多度津町の返礼品としてカウントできますので、そういう中におきましては、今、「シャインマスカット」が入っておりますけども、「シャイン」と同じように「ピオーネ」とか、また昔からの懐かしい、「デラウェア」とかそういうのもありますので、私はその農産物、多度津町の農業振興の中におきましてもそういう農産物をたくさん出していただきたい、そのことは色々と私も各農産物に関する部会に出ておりますが、そういう中でもお話をさせていただいております。例えば、ミニトマトにいたしましたら、ミニトマトはケチャップとか、それからジャムですね、そういうのは入ってるんですけども、ミニトマト本体がなかなか入ってきておりません。そういう中におきましては、やはり多度津町の農産物、特産物としてカウントしたいと願っておりますので、村井　保夫議員さん、同じように農業を営んでいるというか農業に精励されてる議員さんにもお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議員（村井　保夫）

ご答弁、有難うございます。

それでは、３つ目の質問に入ります。

寄附金活用方法の中で１番、生活、自然環境の整備に関する事業、２番、保健、福祉を充実する事業、３番目として教育、文化、スポーツに関する事業、４番目、観光、産業の活性化に関する事業、５番目、その他町長が必要とする事業があります。

以上、５項目ありますが、各寄附金額を分かる範囲で教えて下さい。

政策観光課長（河田　数明）

村井　保夫議員の寄附金の活用方法別の寄附金額についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今年度２月末現在の活用方法別の寄附金額の内訳につきましては、生活、自然環境の整備に関する事業が4,033万6,000円、保健、福祉を充実する事業が2,518万9,000円、教育、文化、スポーツに関する事業が3,452万9,000円、観光、産業の活性化に関する事業が1,991万3,000円、その他町長が必要と認める事業が9,009万2,000円となっております。その他を除きますと、生活、自然環境の整備に関する事業が全体の２割弱を占め、一番多くなっている状況でございます。なお、この傾向は、昨年度も同様となっており、２割弱の方が生活、自然環境の整備に関する事業を選ばれております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井　保夫）

この５項目の他に、高齢者の運転免許返納が多くなってきた中で、コミュニティーバスの運行開始費用、また林求馬邸、合田邸の維持管理費用とかの新しい事業は考えてないのですか、お答え下さい。

政策観光課長（河田　数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃられるように、寄附により何ができたかなどを示す事業を新たに設けることは、さらなる寄附の増額に繋がるものと考えております。今後、財政部局などと協議を行ってまいりたいと思っております。

寄附をいただいた事業の成果を示すことで、多度津町に興味を持ってもらい、関係人口の増加にも繋げたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井　保夫）

有難うございます。

これからは、多度津が困ってる事業、そういう項目も入れていって、寄附金

の増額を図っていく必要もあるのかと思います。また、その中で、その他町長が必要とする事業が9,009万2,000円ほどありますが、どのような事業に使われたのか教えてもらえますか。

総務課長（岡部　　登）

ただいまの村井議員の再質問にお答えいたします。

その他町長が必要と認める事業でございますが、個別の事業、例えば道路を造りましたとかそういった事業には国の補助金でありますとか、それから起債ですね、借金をすることが可能でありますので、そういったものについてはなるべくそういったものをいただくということで、一般財源の割合の高い事業について振り分けていくという風なことを心がけております。ですので、具体的にこの事業という風にしておる訳ではなくて、例えば総務課でございますと、交通安全対策費、そういったもの、そういった事業に充てております。

それから防災費、それから政策観光課の方でございますと企画管理費、それから建設課の方でも交通安全施策整備費、色んなカーブミラーとかそういったもの、具体的にこれというんではないんですが、そういった事業に充当させていただいております。都市計画管理費、それから消防で申しますと常備消防活動費、それから教育課の方で言うと公民館管理運営費、同じく教育課の方では図書館管理運営費、そういったものに充当させていただいております。

以上でございます。

町長（丸尾　幸雄）

今、私どもが行っている事業、大きな事業があります。それは、多度津の地方創生事業においてでありますけども、人口減少対策、地方創生ですね、多度津の歴史と伝統と文化を生かした魅力のあるまちづくりと人づくりを行っていくことで、移住・定住、そして交流人口を増やしていこうというその目的の中で、例えば今丸亀市はお城が崩落しました。そのことに対する修理にふるさと納税も使うということになっております。

私どもは崩落はしてませんが、すると困りますので、そのために今、多度津の北前船寄港地としての日本遺産に登録をされた。その中で、今、合田邸というのもその日本遺産に登録をされております。先ほど、村井　保夫議員さんおっしゃった林求馬邸もそうです。そのような多度津町の歴史を今からも生かしていくような、そのようなことにふるさと納税を使っていこうとは思っております。それは、観光とか、それから商業とかそういうことにも関係をしてきますが、また新たな分野におきまして、今、私どもが行っていることに対しての返礼品の活用を考えております。

答弁とさせていただきます。

議員（村井　保夫）

有難うございました。

一番寄附金額の多いのは、この５番目のその他町長が必要とする事業であります。そういう中で、有意義に多度津町の発展を願えるような使用方法に大変これからも使ってもらいたいと思います。

それで、これからも新しいふるさと納税の返礼品開発をして、選択品目を増やすこと、また新しい事業を増やすことによって、これからのふるさと納税の寄附金額が５億円、10億円となっていくことを願って、私の一般質問を終わります。有難うございます。

議長（村井　　勉）

これをもって８番　村井　保夫議員の質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会　午前11時09分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令　和　2 年　3 月　6 日
第1回多度津町議会定例会

議　　長

議　　員

議　　員

事務局長

書　　記